

○ 鹿児島工業高等専門学校専攻科規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鹿児島工業高等専門学校学則第55条の規定に基づき、専攻科の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(専攻科長)

第2条 専攻科に、専攻科長を置く。

- 2 専攻科長は、校長の命を受け、専攻科に関する事項を掌理する。
- 3 専攻科長は、専攻科を担当する教授の中から、校長が選任する。
- 4 専攻科長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、専攻科長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(専攻長)

第3条 専攻毎に専攻長を置く。

- 2 専攻長は、専攻科長の職務を助け、専攻の運営に関することを総括する。
- 3 専攻長は、専攻を担当する教授又は准教授の中から、専攻科長の推薦に基づき、校長が指名する。
- 4 専攻長の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、専攻長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(専攻科委員会)

第4条 専攻科に、校長の諮問に応じて、専攻科に関する基本的事項を審議し、その円滑な運営を図るため、鹿児島工業高等専門学校専攻科委員会（以下「専攻科委員会」という。）を置く。

- 2 専攻科委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、専攻科の運営に関し必要な事項は、専攻科委員会の議を経て校長が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行後、最初に任命される専攻科長の任期は、第2条の規定にかかわらず、平成13年3月31日までとする。

附 則

この規則は、平成 14 年 5 月 17 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。